

## 性暴力被害者支援のための法整備と予算を求める意見書

性暴力被害は、被害者の人権が著しく侵害され、心の傷は計り知れないものがあります。心的外傷ストレス障害（PTSD）の発症率も高く、トラウマに苦しむ被害者に対し、十分な支援が望まれるところです。

そうした中で、医師や支援者が中心となり、1箇所支援が受けられる「ワンストップ支援センター」が2010年に大阪で開設されました。現在では、全国で43箇所開設されるに至っています。また、昨年4月1日からは「性犯罪・性暴力被害者支援交付金交付要綱」に基づく予算措置もなされたところです。しかし、大都市東京でもワンストップ支援センターが1箇所という状況です。まだ十分といえない現状があります。

性暴力被害の特殊性、深刻性に鑑み、性暴力被害者が被害を受けたときから直ちに必要十分な支援を受けることができ、中長期的にも支援を継続することができるような支援体制の構築が強く望まれるところです。

よって、以下の対策を講ずるよう要望いたします。

### 記

- 1 性暴力被害者に対する支援についての法整備を早期におこなうこと。
- 2 被害者が早期に十分な治療や対応を受けられるよう、人口規模等に応じた「ワンストップ支援センター」の拡充を図り、予算措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 6月12日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 佐久間 孝光

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣

女性活躍担当内閣府特命担当大臣

法務大臣

国家公安委員会委員長

衆議院議長

参議院議長